平成26年度

中川区「地域の底力を応援」助成事業



地域住民が、中川区内で取り組んでいる福祉活動 やボランティア活動に対して、地域の皆さんから いただいた共同募金や賛助会費を財源に助成を 行う事業です。

申込締切:

~^{平成26年}7月7日(月)

地域の福祉課題を 解決する 新たな事業に!

はばたき事業助成

- ・団体の通常活動にとどまらず、地域が抱える様々な福祉課題を解決するために取り組む事業で、助けあい・支えあい活動の推進、展開などが大いに期待できる先駆的な事業に対して助成します。
- ・1団体(1事業)につき、 **100,000円**を 上限とします。

節語わった

みんなでつくろう 支えあいのきち

団体の通常行う 地域福祉活動に!

ささえあい活動助成

- ・団体の行う地域福祉活動に対して助成します。
- ・1団体につき、 <mark>20,000円</mark>を 上限とします。



社会福祉法人 名古屋市中川区社会福祉協議会

事業の趣旨

この事業は、地域住民による福祉活動の強化、公開プレゼンテーションによる地域住民への 福祉活動の紹介、賛助会費・共同募金への理解促進に寄与するとともに、中川区の地域福祉を 推進することを目的に実施します。

助成対象の団体

助成の対象は、<u>中川区内で</u>、<u>過去に6ヶ月以上の活動実績があり現在活動中</u>の非営利の次の 団体とします。

- (1) 法人格を持たない任意団体(ボランティアグループ等)
- (2) 特定非営利活動法人
 - ※ 平成26年度中に、本会から他の助成を受けているまたは受ける予定のある団体(推進協など)は除く。

助成対象の事業・活動

助成の対象となる事業・活動は、平成26年度中(平成27年3月末まで)に、中川区内で高齢者、 障がい者、児童やその保護者等広く住民を対象に実施し、地域福祉の推進を図る活動とします。

次のような場合は、助成の対象となりません。

- ★ 介護保険法・障害者総合支援法の適用事業
- **★ 行政機関から助成を受けている事業または活動**
- ★ その他、過度な飲食代や親睦会費など会長が不適当と認めるもの

助成の種類・金額

表紙をご覧ください。

申請手続

中川区「地域の底力を応援」助成事業助成申請書に以下の書類を添付して、本会あてご提出ください。

- ○ちらしなど活動状況のわかる資料
- ○見積書 ※ 備品を購入する場合
- ※ 「はばたき事業助成」「ささえあい活動助成」の両方に申請することができます。
- ※ はばたき事業助成:様式1、ささえあい活動助成:様式2を使用
- ※ 申請書は、本会ホームページ(http://www.nakagawashakyo.jp)からダウンロードできます。
- ※ 助成を希望する団体は、必ず審査会に出席してください。「はばたき事業助成」は10分程度、「ささえあい活動助成」は1分程度のプレゼンテーションをしていただきます。
- ※ 欠席される場合、申請は受け付けられません。また、当日欠席した場合も助成できません。

申込締切

平成26年7月7日(月) 必着

次のような場合、申請は受付けできません。

- **★ 特定の人だけを対象とした活動である。**
- ★ 参加者の募集、活動の拡大などを行っていない。
- **★ 助成金のみによる活動である。**
- ★ 審査会当日に出席することができない。
- <「はばたき事業助成」は、以下の場合も申請の対象となりません>
 - 通常の活動や、すでに行っている事業と同じである。
 - 申請内容が過去のものと同じである。

審査方法

○ 書類・公開プレゼンテーションによる審査

平成26年7月29日(火) 13:30~16:00 中川区在宅サービスセンター

- ※ プレゼンテーション終了後に行う審査会で、交付の可否や助成額について決定します。
- ※ 審査のポイント(下記①~⑤)をご確認のうえ申請してください。
- ※ 審査会は、学識経験者・地域団体関係者・地域住民・本会事務局などで構成されます。
- ※ 審査結果・助成金の交付については、後日通知します。

審査のポイント

区民の福祉ニーズに合致していて、中川区の福祉推進に必要な事業・活動ですか?
効率的・有効に経費が活用されていますか? 参加者の自己負担なく、助成金のみで運営していませんか?
い参加者の募集を行っていますか?
今後、本会・地域福祉推進協議会・社会福祉施設・ボランティアグループなどと協働で
の取り組みができますか?
 新しい福祉課題を解決する先駆的な取り組みですか?
これまでの活動を発展(拡大)させていますか?新たな発展が見込めますか?

その他

- ご提出いただいた申請書等は返却できませんので、ご了承ください。なお、申請内容について問い合わせをする場合がありますので、申請書等の写しを必ず保存しておいてください。
- 申請書の一部は公開資料になりますので、記入にあたりご注意ください。
- 申請書等に記載されている個人情報に関しては、本会個人情報保護規定に基づき、適正に管理します。

賛助会費とは・・

福祉のまちづくりを進めるため、区社協独自のサービスや福祉事業を

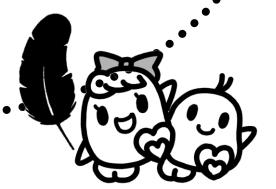
- ▲ 行うため、本会の趣旨にご賛同いただいた方に、年会費:個人1口 1,000 円、
- ▶ 法人・団体1口 5,000 円で、ご協力をいただいています。
- 平成25年度は、1,100万円あまりのご協力をいただきました。

共同募金とは・・・

毎年10月から全国一斉に行われる募金運動で、12月からは歳末たすけあい募金も

- ▶ 併せて行われます。集まった募金は、7割が中川区内の地域福祉に使われ、その他
- 愛知県内の社会福祉施設の整備などに使われています。
 - この助成事業は、地域住民の皆さんが、中川区の福祉のためにと
 - ご寄付いただいたものを財源にしています。

ぜひ、有効にご活用ください。





→ 審査会場

中川区在宅サービスセンター 研修室・調理室

> ※ 駐車場には限りがありますので、 できるだけ公共交通機関でお越し ください。

社会福祉法人 名古屋市中川区社会福祉協議会

〒454-0875 名古屋市中川区小城町 1-1-20 中川区在宅サービスセンター内

電話: 352-8257 FAX: 352-3825